

ぼうさい掲示板

Jアラート発信時（弾道ミサイル）の避難行動について

昨今の北朝鮮による弾道ミサイル発射状況を踏まえ、弾道ミサイル発射の緊急情報が発信された場合に、とるべき行動についてお知らせします。

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。

ミサイルが着弾または通過する可能性がある場合は、**国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、町民の皆さまに防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、携帯電話からの緊急速報メールが流れますので、このタイミングで以下の状況に応じて避難行動をとってください。**

① 屋外にいる場合

近くの建物の中へ至急避難。

※できれば頑丈な建物や地下が望ましいですが、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

② 建物がない場合

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭を守る。

③ 屋内にいる場合

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。



よくある質問と回答

Q Jアラートが流れた後に避難を始めても手遅れでは？

A 避難行動にかけられる時間は限られたものですが、それでも近くの建物の中や地下などに避難する、物陰に身を隠すなど、わずかな時間でもできることはあります。

Q 近所には、丈夫な建物も地下もなく、避難できる場所がありません。

A 横（水平）方向に広がる爆風や飛散する破片などに対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、木造住宅へ避難するだけでも、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性が高まります。

※詳細については、「内閣官房国民保護ポータルサイト」に掲載されています。事前に確認しておきましょう。

<https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html>



利根町行政アプリをインストールしよう

重要なお知らせや、補助金・くらしのサポート情報、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報などを、町民の皆さまへ発信します。

右のQRコードまたは下記のURLからインストールできますので、ぜひご活用ください！

URL: <https://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004394.html>



問い合わせ先 防災危機管理課 防災係 ☎68-2211 (内線322)

消費生活相談だより

慌てないで!! ネットで探したロードサービストラブル

自動車やバイクの事故、故障などが発生した際、インターネットで格安料金を提示しているロードサービス業者に作業を依頼したところ、事前に説明のなかった高額な費用を作業後に請求され、仕方なく支払ってしまった、といった相談が全国の消費生活センターへ寄せられています。

特に、自動車などのトラブルに慣れていない20代や学生の方からの相談が多いため、十分注意しましょう。

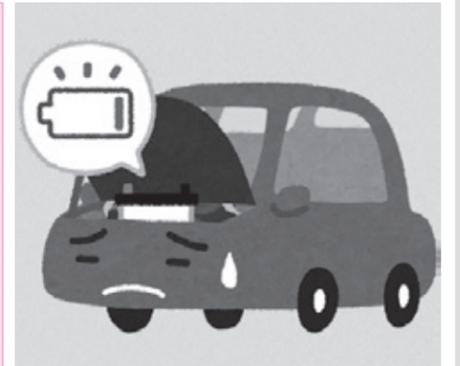
▼アドバイス

◎修理などを急ぐあまり、慌ててインターネットで検索し、ロードサービス業者に依頼しているケースが見受けられます。自動車保険にはロードサービスが付帯しているケースが多くあるため、日ごろから保険の内容をよく確認し、トラブルが発生した場合には、まず契約している損害保険会社や保険代理店に問い合わせましょう。

◎現場の状況次第では、広告表示や説明通りの料金で依頼できるとは限りません。サイトなどの表示を鵜呑みにせず、事前に作業内容や料金、キャンセル料などを必ず確認しましょう。

◎広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフができる可能性があります。

(参考：国民生活センター)



▶問い合わせ先

①まち未来創造課 消費生活相談窓口

毎週月・水曜日 午前10時～正午 午後1時～5時

リモート相談もぜひご利用ください！

毎週火・木曜日（要予約） ☎68-2211（内線246）

②茨城県消費生活センター

平日と日曜日（日曜は電話のみ）午前9時～午後5時（日曜は午後4時まで）

☎029-225-6445

③国民生活センター（消費者ホットライン）土・日曜日、祝日

午前9時～午後4時 ☎188（いやや!）

※他市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより

プレミアム付商品券の使用期限について

令和5年度「とねまち地元応援！プレミアム付商品券」の使用期限は、令和6年2月28日(水)までとなります。

期限を過ぎますと使用できませんので、お早めにお使いください。

●確定申告が始まります

令和6年2月16日(金)より、令和5年分確定申告が始まります。

利根町商工会では、事業者の所得税・消費税確定申告個別指導を実施いたします。

実施日時などの詳細につきましては、商工会からの個別案内またはホームページをご確認ください。

（※全日程事前予約制・先着順です。）
令和5年分申告につきましては、インボイス制度適用により、所得税だけでなく消費税申告を必要とする方も多いため、お早めにご相談ください。

●技能講習会を開催します

利根町商工会では、「高所作業車運転技能講習」を開催いたします。

▼開催日 2月27日(火)～2月28日(水)

▼会場 利根町商工会および高所作業訓練場（牛久市）

労働安全衛生法第61条第1項による、作業床の高さが10メートル以上の

高所作業車の運転業務は、運転技能講習を修了した者でなければ従事できないとされており、受講を希望される方は、商工会までお問い合わせください。

●会員募集
利根町商工会は、会員事業所の持続的発展を支援することで、地域経済の振興を目指す団体です。

経営、税務、財務、労務、金融、補助金から事業計画作成まで、さまざまな課題解決を支援してまいりますので、ぜひご加入をご検討ください。

問い合わせ先
利根町商工会（布川2947）
☎0297-68-7417
URL: <https://tone-sci.or.jp/>

